

会 則

第 1 条（名称）

本会は、「聴障・医ネット」と称する。

第 2 条（目的）

本会は、聴覚障害者の医療に関心をもつ医療関係者間の情報交換ならびに交流を行い、災害発生時等において、聴覚障害者およびその関係者に対する医療支援ができるようにすることを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の医療に関する問題等の調査研究
- (2) 会員間の情報交換、討論、学習、親睦交流等を促進させるための会合の企画、開催。
- (3) 聴覚障害者団体等、関係機関との連携、協調
- (4) 会報の発行(e-mail、メーリングリスト、ウェブ報告を含む)
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第 4 条（会員）

本会は、聴覚障害者の医療に関心を持ち本会の目的に賛同する医療関係者をもって構成する。なお、ここで言う医療関係者とは、上記の目的を考慮して、「過去、現在あるいは近い将来に医療機関のスタッフとして仕事に従事する（した経験のある）者」とする。

- (1) 正会員：医療関係者
- (2) 賛助会員：上記（1）に該当しない者

第 5 条（会費）

会員は別途定める会費を納入しなければならない。

第 6 条（退会）

退会は自由にできる。ただし、退会するときは、事務局に連絡をする。

第 7 条（会計）

- (1) 本会の会計は、会費およびその他の収入をもって行う。
- (2) 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 8 条（役員）

本会の役員として、次の幹事を置く。幹事は兼務することができる。

- (1) 幹事
 - 1) 代表 1 名
 - 2) 代表補佐 1 名
 - 3) 会計 1 名
 - 4) 事務局
 - 事務局長 1 名
 - 事務局員 若干名

- (2) 代表、代表補佐、会計および事務局長は、幹事の互選により決定する。
- (3) 幹事会は本会の運営の実務を担う。
- (4) 幹事の任期は3年とし、再選を妨げない。

第9条（会議）

- (1) 必要に応じて、第8条（1）で構成する幹事会を、代表幹事が招集して開催する。
- (2) 随時、メーリングリストを活用して、役員間の意見交換を図る。

第10条（事務所）

本会の事務所は、幹事で相談の上、別途定める。

付則

第1条（細則）

本会の運営上の細則は、必要に応じて幹事会で定める。

第2条（発効）

本会則は、1998年4月1日より発効する。

本会則は、2010年5月1日に改正し、発効する。

本会則は、2015年1月1日に改正し、発効する。

幹事紹介

以下の幹事が、「聴障・医ネット」の企画運営等を担当します。

（2015年4月現在）

代表幹事：平野 浩二（関東ブロック幹事、医師）

幹事：

（五十音順）

今尾 真理（東海ブロック幹事、医療ソーシャルワーカー）

片倉 和彦（関東ブロック幹事、医師）

北原 照代（近畿ブロック幹事、医師）（代表補佐）

小林 裕太（中国ブロック幹事、大学教員）

境 銀子（九州ブロック幹事、薬剤師）

村上 旬平（近畿ブロック幹事、歯科医師）

田崎 ゆき（関東ブロック幹事、医師）

中脇 都志子（近畿ブロック幹事、看護師）

宮本 雅敏（関東ブロック幹事、歯科医師）

石岡 みずき（関東ブロック、歯科医師）

師田 幸子（関東ブロック幹事、薬剤師）（会計）

高田 智子（関東ブロック幹事、看護師）（事務局）